

さいたま市文化財保存活用地域計画 【 概要版 】



さいたま市文化財キャラクター
「福みみず」と「サクラソウサギ」

令和6年12月認定
さいたま市教育委員会

さいたま市
ホームページ
二次元コード

序章 目的と位置づけ

計画作成の背景と目的

文化財をとりまく環境は、人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化や価値観の多様化により大きく変化し、厳しいものとなっています。地域の文化財を支える社会的基盤が弱体化している一方、観光振興や地域振興を目的とした文化財の活用が求められています。

国はこうした状況をふまえ、平成30（2018）年に文化財保護法を改正し、「文化財保存活用地域計画」を法に位置づけました。

このような状況を背景とし、本市では各時代における地域の特徴や文化財の特徴をまとめ、現状の課題を抽出し、文化財の保存・活用の方針を定め、今後実施していく具体的な取組等を示す「さいたま市文化財保存活用地域計画」を作成します。

本計画によって、本市で活動する人々と行政が手を取り合い、文化財を適切に活用するとともに、次の世代においても私たちと同じように文化財の価値・魅力を享受できるようにするため、地域総ぐるみで文化財を継承することを目的とします。

計画期間

本計画期間は、現行の「さいたま市総合振興計画」の終了時期に合わせて、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7か年とします。

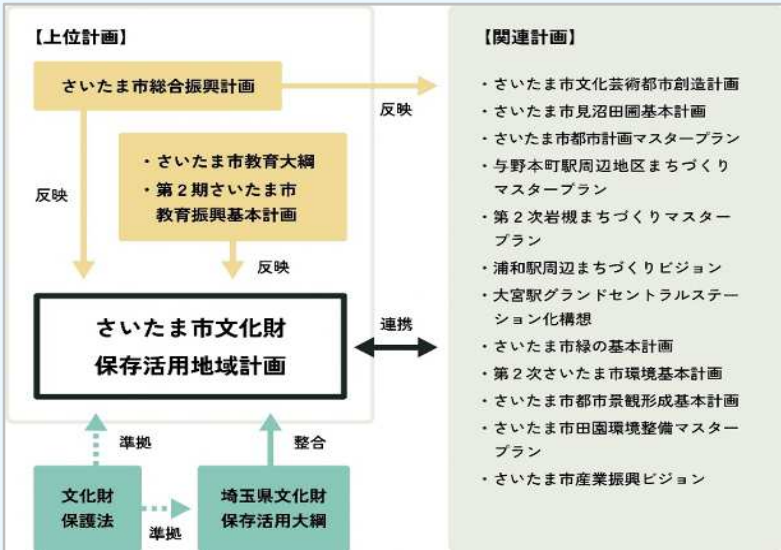
年度	令和3年 (2021)	令和6年 (2024)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)
さいたま市総合振興計画	基本計画（10年） 実施計画（5年）			
さいたま市文化財保存活用地域計画		第1次計画（7年） 評価、次期計画作成		

計画の位置づけ

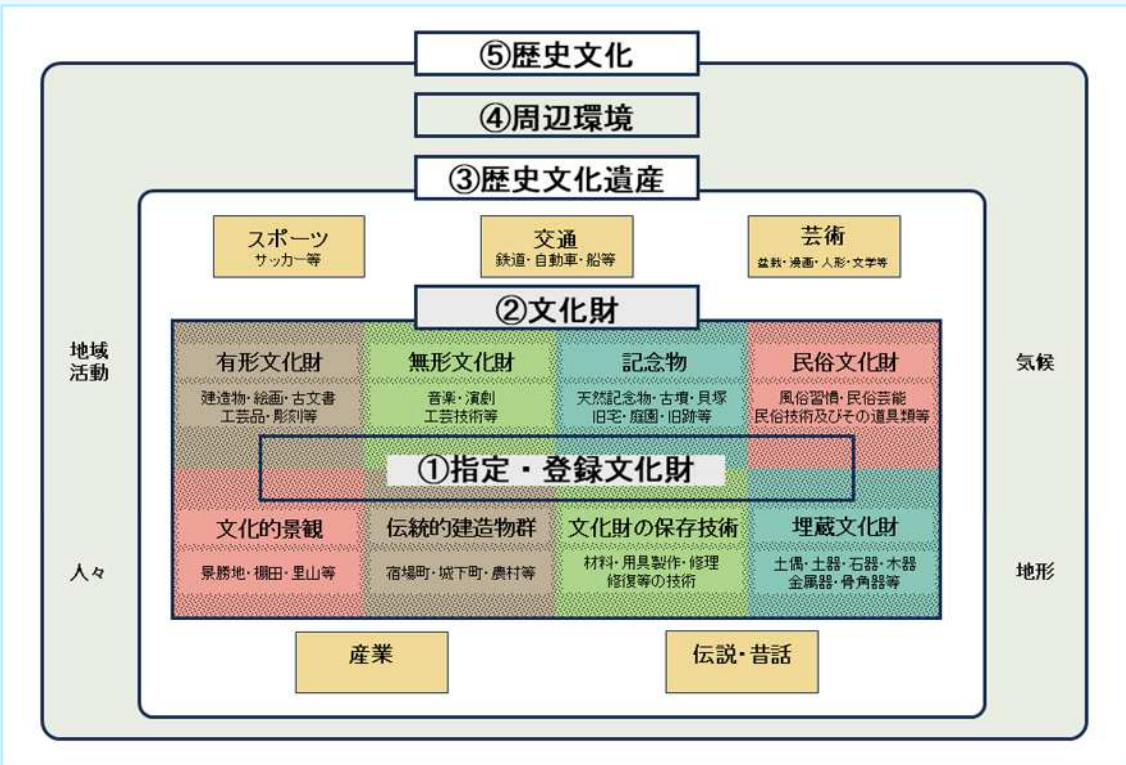
本計画は、文化財保護法第 183 条の3に基づき、本市における文化財の保存及び活用を図る総合的な計画です。

作成にあたり、「さいたま市総合振興計画」、「さいたま市教育大綱」、「第2期さいたま市教育振興基本計画」を上位計画とし、その関連計画との調整・連携に努めました。

また、「埼玉県文化財保存活用大綱」との整合性も図りました。



計画の対象



- ① 指定・登録文化財・・・国、県、市から指定や登録を受けている文化財
- ② 文化財・・・①の指定・登録文化財と未指定の文化財
- ③ 歴史文化遺産・・・指定及び未指定の文化財だけでなく、地域の歴史を語るうえで歴史的・文化的な価値を有する類型外の文化的所産を合わせたもの
- ④ 周辺環境・・・歴史文化遺産を支える気候、地形、人々、地域活動など
- ⑤ 歴史文化・・・歴史文化遺産と周辺環境、それらが一体となったもの

計画の取組主体

取組主体	説 明
歴史文化遺産所有者	歴史文化遺産を所有・管理する人、団体
歴史文化遺産関連団体	歴史文化遺産の保存や継承のため活動する保存団体、歴史文化遺産に関わる研究や学習、案内などを行っている活動団体、及びこれらの団体に所属する人々
市民・地域	市民、自治会や町内会、市内小学校・中学校・高等学校、観光団体、経済団体（法人含む）など、地域住民が一体感をもちながら活動している地域社会、及び所属する人々
大学・専門家等	歴史文化遺産の保存・活用に関連する大学、国や県の独立行政法人等、及び所属する人々
行政	歴史文化遺産の保存・活用を実施する部署及び関連部署

第1章 さいたま市の概要

さいたま市は、埼玉県の南東部に位置する県庁所在地です。
面積は、217.43 ㎢、令和6年8月1日現在、人口は約 135 万人です。
地形は、大宮台地を挟み込むように、東西に中川低地・荒川低地があります。
古くは中山道や日光御成道の宿場町、城下町等として発展してきた歴史をもち、現在は東北・上越など新幹線6路線を始め、JR各線や私鉄が結節する東日本の交通の要衝となっています。
平成 13 年5月1日に浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成 15 年4月1日には全国で 13 番目の政令指定都市へと移行しました。
さらに、平成 17 年4月1日、岩槻市と合併し現在に至ります。



さいたま市の地形図

第2章 さいたま市の歴史文化遺産の概要と特徴

さいたま市には、国・県・市合わせて 528 件の指定文化財と 15 件の国登録文化財、1 件の国選定保存技術があります。
代表的なものでは、国の特別天然記念物である「田島ケ原サクラソウ自生地」、国指定史跡の「真福寺貝塚」や「見沼通船堀」などがあります。
また、未指定・未登録の文化財も市内には数多く遺っており、これらは、所有者の方々や地域の皆様が守り、受け継いできたものです。



〈 国特別天然記念物 〉
田島ケ原サクラソウ自生地（桜区）



〈 国特別天然記念物 〉
与野の大力ヤ（中央区）

指定文化財等の件数		国指定	県指定	市指定	国登録	計
有形文化財	建造物	0	5	39	15	59
	絵画	0	9	10	0	19
	彫刻	0	6	48	0	54
	工芸品	3	12	30	0	45
	書跡・典籍	0	1	10	0	11
	古文書	0	13	56	0	69
	考古資料	0	4	46	0	50
	歴史資料	1	4	49	0	54
無形文化財		0	1	1	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	8	35	0	44
	無形の民俗文化財	1	0	16	0	17
記念物	遺跡	2	7	34	0	43
	名勝地	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物	2	4	67	0	73
	旧跡	-	3	-	-	3
文化的景観		0	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	0
合 計		10	77	441	15	543

(令和6年8月1日現在)

※上記のほか、国選定保存技術が1件あります。



〈 国無形民俗文化財 〉
岩槻の古式土俵入り（岩槻区）



〈 国指定史跡 〉
見沼通船堀（緑区）



〈 国指定史跡 〉
真福寺貝塚（岩槻区）



〈 国登録有形文化財（建造物） 〉
旧岩槻警察署（岩槻区）
【現岩槻郷土資料館】

第3章 さいたま市の歴史文化の特性

①大宮台地と水が織りなす歴史文化

荒川や大宮台地を浸食して流れる中小河川は、本市の自然や農業に多くの恩恵をもたらしました。同時に河川氾濫による水害が頻発し、人々は復旧や治水工事に尽力しました。

②住みやすいまち「さいたま」

－ 3 万年前から始まる歴史文化－

縄文時代のムラは大宮台地の縁に作られました。貝塚の出土品は、海や川が近くにあったことを物語ります。発掘調査で多くのムラが見つかり、狩猟・採集・漁労による多様な食料の調達が可能でした。

③武士の興亡－動乱の世に生まれた歴史文化－

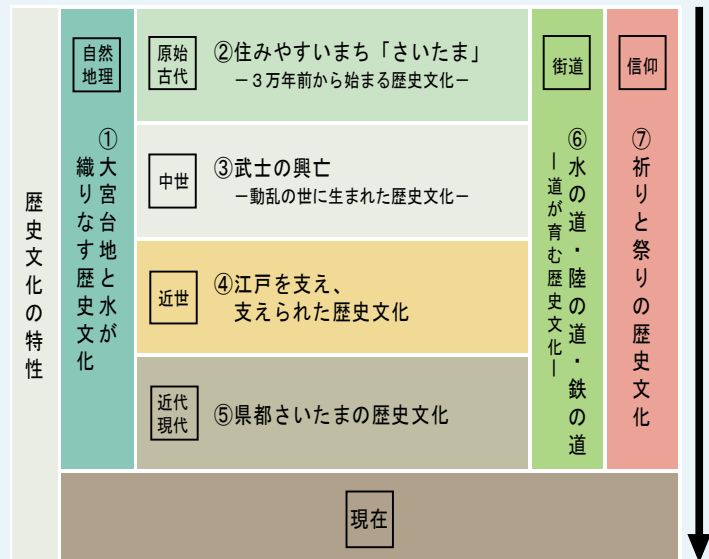
関東管領と古河公方の争いのなか、岩付城が築城され、その後も太田氏と小田原の北条氏との攻防が繰り返されました。戦乱のなか、大般若波羅蜜多經が真読され、板石塔婆が多く造られるなど、仏教が普及しました。

④江戸を支え、支えられた歴史文化

岩槻城は老中の城、浦和・大宮などは街道の宿場、村々は農産物や特産品を生産・供給する場として、江戸を支えました。市域は江戸に近いことから政治・経済・文化あらゆる面で江戸の影響を受けました。

⑤県都さいたまの歴史文化

県庁が本市に設置されると、多くの官公庁が建てられ県都として発展しました。また、埼玉県師範学校など各学校の設立により優れた指導者が集い、人材が育成され、「サッカー」や「浦和画家」の下地を作りました。



⑥水の道・陸の道・鉄の道－道がはぐくむ歴史文化－

古代は、物資の輸送に河川が利用され、その地が栄えました。中世以降、市が開かれ、道路や町が整備されると本市の原形ができました。近代になり新たに鉄道が敷設されると、東京・横浜と信越・東北を結ぶ中継地として発展しました。

⑦祈りと祭りの歴史文化

市内各所の神社では、今なお、季節とともに祭礼が行われています。無病息災や五穀豊穡を祈る獅子舞や神輿渡御、そこで奏でるお囃子は、長い年月を経て地域の個性を育み、結束を強める役割を果たしてきました。

第4章 歴史文化遺産の把握調査

これまでに埼玉県や旧4市（浦和市・与野市・大宮市・岩槻市）及び合併後の本市において、歴史文化遺産の把握調査ならびに詳細調査を実施し、報告書等にまとめてきました。しかし、文化財の類型（有形文化財や記念物など）単位での調査状況は、旧市ごとに力を入れた分野が違い、調査内容に濃淡がみられます。

第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する将来像

さいたま市民へのアンケート結果をふまえ、大切にしたい・残したい様々な市民の宝があること、みんなの大事な宝を守りながら学校教育・観光振興等に活用しアピールしていくこと、多くの人々が関わりをもつことなどが必要とされていることが分かりました。そこで、本市が目指す将来像を次のように設定します。

将来像

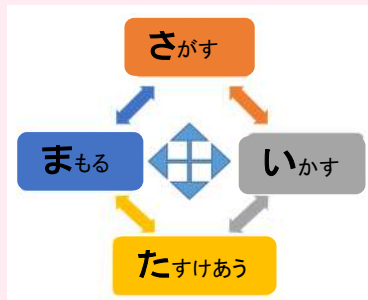
＜将来像＞

みんなで 語り、つなごう さいたまの宝

基本方針

歴史文化遺産について、

- ・みんなで語り、まだみつからない本市の宝を“さがす”【把握・調査】
- ・みつけたら様々な場面（教育や観光、地域振興など）で“いかす”【活用・発信】
- ・関係する人々のネットワークを構築して“たすけあう”【連携・育成】
- ・その価値を損なうことなく“まもる”【保存・継承】



これら4つの基本方針（さ・い・た・ま）を相互に循環させながら取組むことで、市民の宝を次世代へつなげていきます。

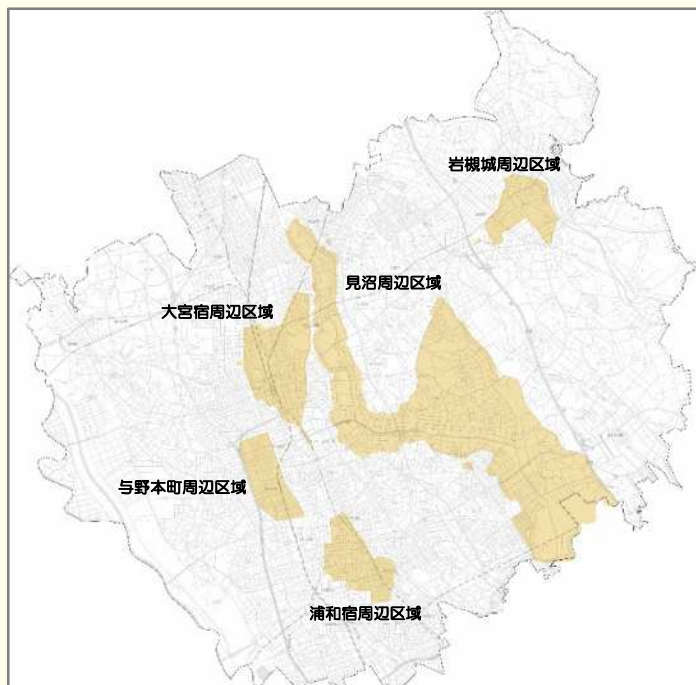
第6章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題・方針・措置

	課 題	方 針	措置の例
さがす	①調査が十分ではない ②現況調査が十分ではない ③調査記録や台帳のデータ管理が十分ではない	①不十分な調査の補完も含め、市域の歴史文化遺産の掘り起こしを進めます ②現況調査を実施します ③データベースを構築します	市民団体との調査 市民団体と連携し、歴史文化遺産の情報共有や掘り起こしを行います ■ R 8～12 指定文化財等の現況調査 指定文化財等の現況調査を実施します ■ R 6～12
いかす	①認知度が低い ②魅力の発信が十分ではない ③親しむ道具（ツール）が十分ではない ④学校教育・生涯学習との連携が十分ではない	①親しむ機会を増やします ②様々な媒体を活用した情報発信を推進します ③見学する際の道具（ツール）を整備します ④学校教育・生涯学習との連携を強化します	説明板等の設置 説明板や標柱等の新設・更新を実施します ■ R 6～12 市民向け講座の開催 市民向け講座、ワークショップ等を開催します ■ R 6～12
たすけあう	①調査・保存・活用に関して連携が十分ではない ②調査・保存・活用に関して人材育成が十分ではない	①所有者・地域住民・行政が連携し、保存・活用の体制を整えます ②調査・保存・活用を担う人材を育成・支援します	庁内連絡会の設置 庁内の連絡体制を整備します ■ R 6～12 ボランティアの養成 史跡環境整備等のボランティア養成講座を実施します ■ R 10～12
まもる	①指定等の基準があいまい ②個別の文化財保存活用計画の作成や改定が必要 ③維持管理・整備が十分ではない ④修理・修繕に掛かる資金のねん出が負担となっている ⑤防災・防犯意識の啓発が十分ではない ⑥保管・収蔵施設が十分ではない	①指定や登録の基準等を検討し、整備します ②国・県指定文化財の保存活用計画を作成・改定します ③必要な維持管理・整備を行います ④多様な財源の活用を図ります ⑤所有者、管理者及び地域住民へ訓練を含めた防災・防犯意識の啓発を行います ⑥博物館施設、埋蔵文化財収蔵施設の在り方等を検討します	田島ケ原サクラソウ自生地保護増殖 国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」でのサクラソウの保護増殖を実施します ■ R 8～12



第7章 歴史文化遺産の総合的な保存・活用

文化財保存活用区域



歴史文化遺産が集積し、効果的な活用が可能な地域として、施策を積極的に展開することで、地域の魅力を引き出し、地域の人々の意識を高め、地域全体で歴史文化遺産を「さがす・いかす・たすけあう・まもる」の体制を構築し、次世代へつなげていきます。

岩槻城周辺区域



時の鐘

河川や街道が通る要衝として、岩付城は築かれました。戦国時代末期、豊臣秀吉の侵攻に備え大構が築かれ、城下町を囲いました。江戸時代、日光御成道の宿場町として発展しました。歴代藩主らの菩提寺も所在する区域です。

氷川神社 大宮宿周辺区域



氷川参道の並木

全長2kmに及ぶ参道を持つ大宮氷川神社が鎮座し、大宮宿は江戸時代初期の中山道付け替えと同時に、町割された宿場町に整備されました。大宮駅は、信越方面と東北方面の分岐駅として開設され、「鉄道のまち」として発展した区域です。

見沼周辺区域



見沼代用水西縁

市域の中央部に広がる「見沼田圃」は、時代とともに海、沼、溜井、水田へと姿を変えてきました。見沼田圃を見おろす周辺台地には氷川女體神社や中山神社などの古社が鎮座し、竜神伝説が多く遺る区域です。

与野本町周辺区域



与野小村田氷川神社本殿

赤山道などの街道が東西南北の各方面へと繋がり、荒川の水運との関わりも深く、人や物資の交流が盛んで、近世には六斎市で栄えました。与野本町通り沿いには、神社仏閣や蔵造りの建物が立ち並ぶ区域です。

浦和宿周辺区域



調神社旧本殿

中世から形成されていた市が、江戸時代に入り中山道とともに浦和宿として整備されました。明治時代、県庁が置かれ、師範学校をはじめ各種学校が設立したことで、県下を代表する文教都市の礎が築かれた区域です。

関連文化財群

本市の歴史文化の特性をもとに、多種多様な歴史文化遺産を、関連性やテーマに基づき、歴史的・文化的に一定のまとまりとしてその価値を捉え、人々の営みを含む相互の関係性の中でその魅力や価値を高めていきます。

彩り豊か「さいたまのまつり」

古くからムラ単位で継承してきた祭りは、地域間交流の影響を受けるとともに、ムラごとの個性を大切にしながら発展しました。彩り豊かな祭りは地域住民を活気付け、地域コミュニティの結束を強めました。



日進の餅つき踊り（北区）



砂の万灯（見沼区）



田島の獅子舞（桜区）



岩槻の古式土俵入り（岩槻区）

さいたまの町と街道

市内には、政治・経済の中心地である鎌倉や江戸を結ぶ主要な街道が通り、寺社や村を結ぶ道が網の目のようにはり巡らされました。江戸時代には宿場が設けられ、浦和・大宮・与野・岩槻といった町の基盤が築かれました。



浦和宿
(二・七市場跡・浦和区)



膝子一里塚（見沼区）



大門宿本陣表門（緑区）



元荒川流域の河岸場跡
(新曲輪河岸周辺・岩槻区)

縄文ウォーターフロント

縄文時代、本市にも海が身近にあったことが貝塚とその出土品から分かります。縄文時代のムラは台地の縁に作られていますが、近年、台地下の低湿地遺跡の調査により、当時の人々が水辺を利用した痕跡が明らかになりました。



太田窪貝塚（住居内貝層・南区）



馬場小室山遺跡出土
人面画土器（緑区）



南鴻沼遺跡出土品（丸木舟・中央区）

川のめぐみと闘い

荒川などの河川は、肥沃な土地を生み出し、サクラソウなどの希少植物を育み、田畑の収穫に恩恵をもたらしました。一方で、河川による水害は低地や自然堤防での生活を脅かし、人々は築堤や流路変更など治水に尽力しました。



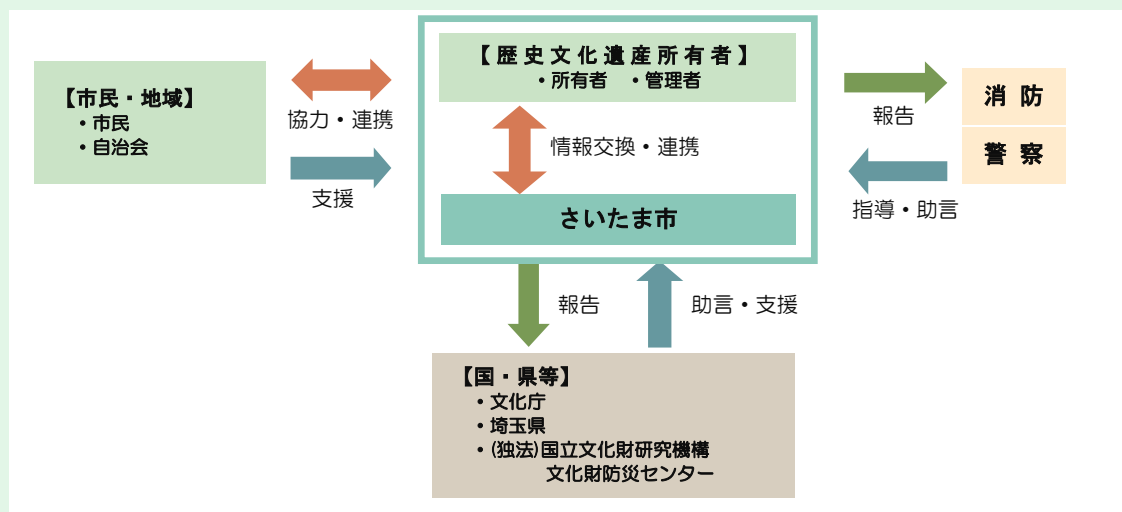
錦乃原桜草園（西区）



側ヶ谷戸古墳群
(茶臼塚古墳・大宮区)

第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

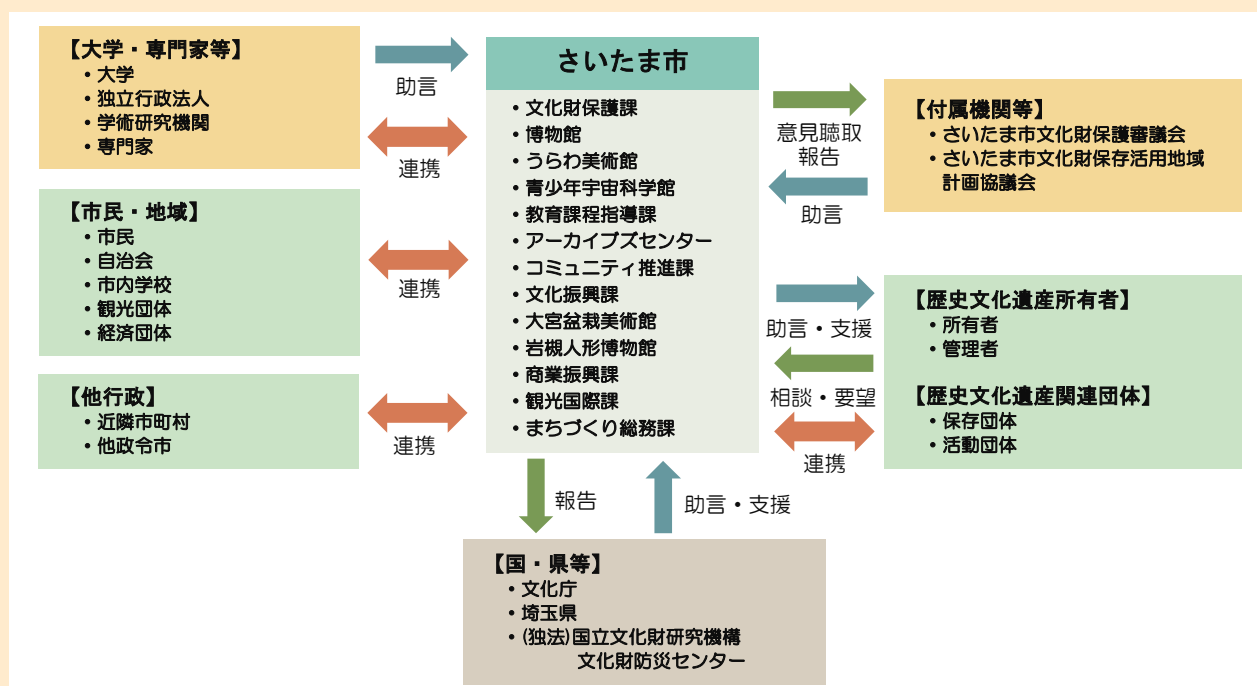
本市と歴史文化遺産（特に指定・登録文化財）所有者・管理者は日頃より十分な情報交換を図りながら、警察や消防等の指導・助言を受け、地域や関連団体の支援を受ける体制を下図のように構築します。



第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

本市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課を中心として、経済、観光、まちづくり、文化、スポーツ、教育などを所管する関係部署が連携し、国、県などの助言や支援を受けながら事業を推進します。

また、本市（文化財保護課ほか）が、歴史文化遺産の保存・活用、継承のプラットフォームとなり、歴史文化遺産所有者や管理者、保存団体や歴史文化をテーマに取り組む活動団体、地域住民（市民）や学校、観光団体や経済団体、大学や専門家などと連携し、地域総ぐるみで歴史文化遺産を保存・活用しながら、継承していく体制をつくり、取組を進めていきます。



さいたま市文化財保存活用地域計画（概要版）

令和6(2004)年12月20日認定
令和7(2025)年3月20日発行

編集・発行 さいたま市教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4



令和3～6年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業補助金）